



## 配付資料一覧

資料 1

名簿

資料 2

開催要綱

資料 3

要介護認定方法の見直しに係る検証・検討にあたって

資料 4

要介護認定の見直しに係る検証について

資料 5

要介護認定の方法の見直しに伴う経過的な措置について

参考資料

要介護認定制度の見直しの経緯について

## 第 1 回 要介護認定の見直しに係る検証・検討会 名簿

(敬称略・五十音順)

委員名	所 属
池田 省三	龍谷大学教授
石田 光広	東京都稲城市福祉部長
木村 隆次	日本介護支援専門員協会会長
高橋 紘士	立教大学教授
高見 国生	社団法人認知症の人と家族の会代表
田中 聡子	社会福祉法人大慈厚生事業会ケアハウス大慈施設長
田中 滋	慶應義塾大学教授
対馬 忠明	健康保険組合連合会専務理事
筒井 孝子	国立保健医療科学院福祉サービス部 福祉マネジメント室室長
野中 博	医療法人社団博腎会野中医院院長
樋口 恵子	NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事長
本間 昭	日本認知症ケア学会理事長
三上 裕司	日本医師会常任理事
結城 康博	淑徳大学准教授

## 要介護認定の見直しに係る検証・検討会開催要綱

### 1. 趣旨

平成21年度からの要介護認定について、見直しの影響についての検証を行うため、要介護認定の見直しに係る検証・検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

### 2. 主な検討事項

見直し後の要介護認定の実施状況を把握した上で、客観的なデータに基づいて検証を行う。

### 3. 検討会の運営等

（1）検討会は、厚生労働省老健局長が招集する。検討会の庶務は、厚生労働省老健局老人保健課において行う。

（2）座長を置き、委員の互選によりこれを定める。座長は検討会を総理する。

（3）参考人の招致

座長は、討議の必要に応じ、適当と認められる有識者等を参考人として招致することができるものとする。

（4）審議の公開

審議は原則公開とする。

（5）検討スケジュール

平成21年4月に第1回会合を開催し、以後、必要に応じ適時開催する。

## 要介護認定方法の見直しに係る検証・検討にあたって

## 従来の認定制度の課題

- 認定にばらつきがあるのではないか？
- 介護の手間をきちんと反映しているのか？

介護認定の見直し

モデル事業等での検証  
→ 見直しにより一律に軽度  
に判定されるわけではない。

パブリックコメントや関係  
団体等から様々なご意見  
→ 3月下旬に、一定の対  
応を行い、周知徹底。

平成21年4月から新制度導入

現状

必要なサービスが受けられなくなるので  
はという不安の声。

- 現場の声や、客観的データに基づいた検証・検討を行っていくことが重要。
- 幅広い立場の方にメンバーに入っていただき、本検証・検討会を設置。

# 要介護認定の見直しに係る検証について

## 検証の基本的な考えについて

- 今回、要介護認定の見直しの検証を行うにあたっては、見直し後の方式による要介護認定で判定された結果を、見直し前の方式による要介護認定の結果と比較することにより、見直し前後で結果が全体として大きく変化していないかどうかなどについて検証を行う。

## 見直し前の方式との比較による検証

### 1 用いるデータ

- 認定ネットワークシステムにおいて、毎月収集されているマクロのデータを活用する方法。

例) 自治体別の審査件数、年齢、性別、認定調査(基本調査)の結果や、全国の要介護認定による各要介護度の割合。

- 市町村の負担に配慮しながら、新たにデータの提供を市町村にお願いする方法。

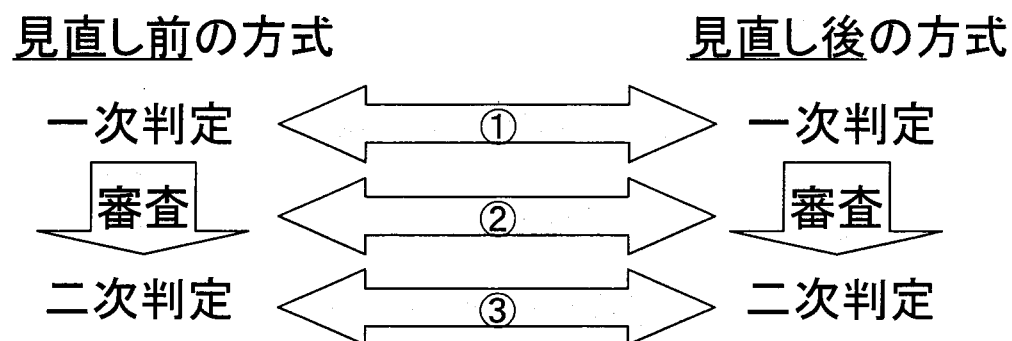
例) 審査会における特記事項及び主治医意見書の活用状況を把握。



## 見直し前の方式との比較による検証

### 2 分析方法

- ① 見直し前後で、一次判定での各要介護度の分布を比較する。
- ② 見直し前後で、二次判定における、一次判定の変更率を比較する。
- ③ 見直し前後で、二次判定での各要介護度の分布を比較する。



### 3 留意すべき事項

- 要介護度に関するデータの年次推移。
- 自治体の属性とデータの関連。

## 要介護認定の方法の見直しに伴う経過的な措置について

### 1. 趣旨

- 要介護認定方法の見直し直後において、必要なサービスの安定的な提供を確保し、利用者の不安を解消するとともに、混乱を防止する観点から、見直し後の要介護認定方法の検証期間中において、市町村が要介護認定方法の見直しに伴う経過措置を実施できることとする。

### 2. 経過措置の考え方

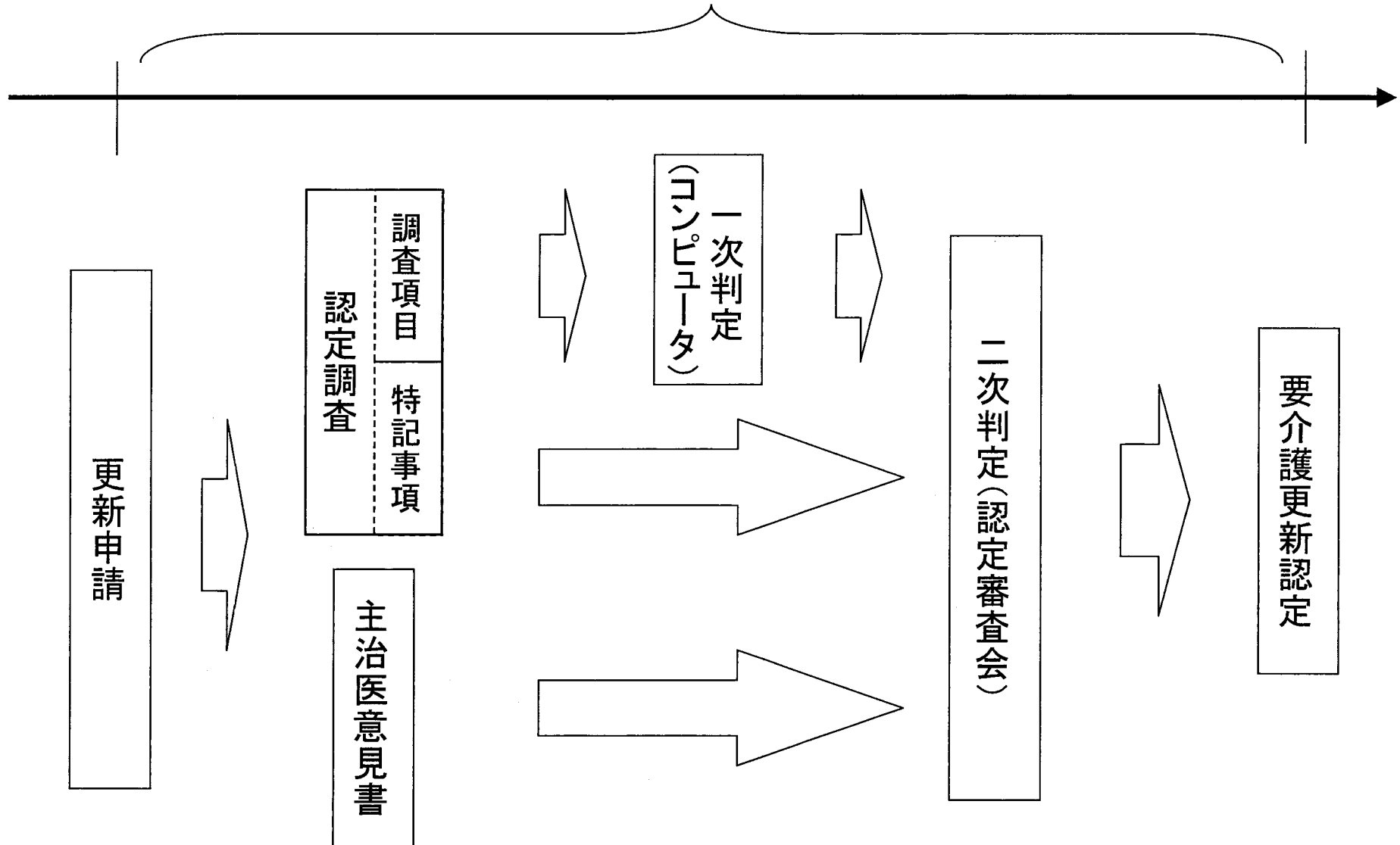
- 申請者の希望に応じ、見直し後の要介護認定の方法により審査・判定された要介護度が従前の要介護度と異なる場合に、従前の要介護度とする。
- 経過措置の実施期間は検証期間中。

#### ※ 留意点

- 利用者や市町村の負担に配慮。
- 個人情報保護の観点に留意しながら、見直し後の要介護認定の方法の検証に役立てることができるよう、市町村にデータの提供を依頼。

# 要介護認定の方法の流れについて

標準処理期間【30日間(通知した場合はそれ以上の間)】



# 要介護認定制度の見直しの経緯について

# 目次

1	なぜ、要介護認定を見直すのか	1
2	要介護認定の主な変更点と目的	2
3	何がよくなるのか：調査のバラツキの防止について	3
4	何がよくなるのか：審査会のバラツキの防止について	4
5	何がよくなるのか：最新の「介護の手間」をより正確に反映した判定に変更	5
6	要介護認定の見直しの検証	6
7	同じ対象者に対しての見直し前の方式と見直し後の方式による二次判定結果 (モデル事業の結果)	7
8	モデル事業における検討の経緯について	8
9	新しい認定調査方法の策定過程と普及状況	9
10	要介護認定：4月からの新方式の一部手直し①選択肢の選び方	10
	②選択肢の文言の変更	11
11	具体的な取り組みの経緯	12

# 1 なぜ、要介護認定を見直すのか

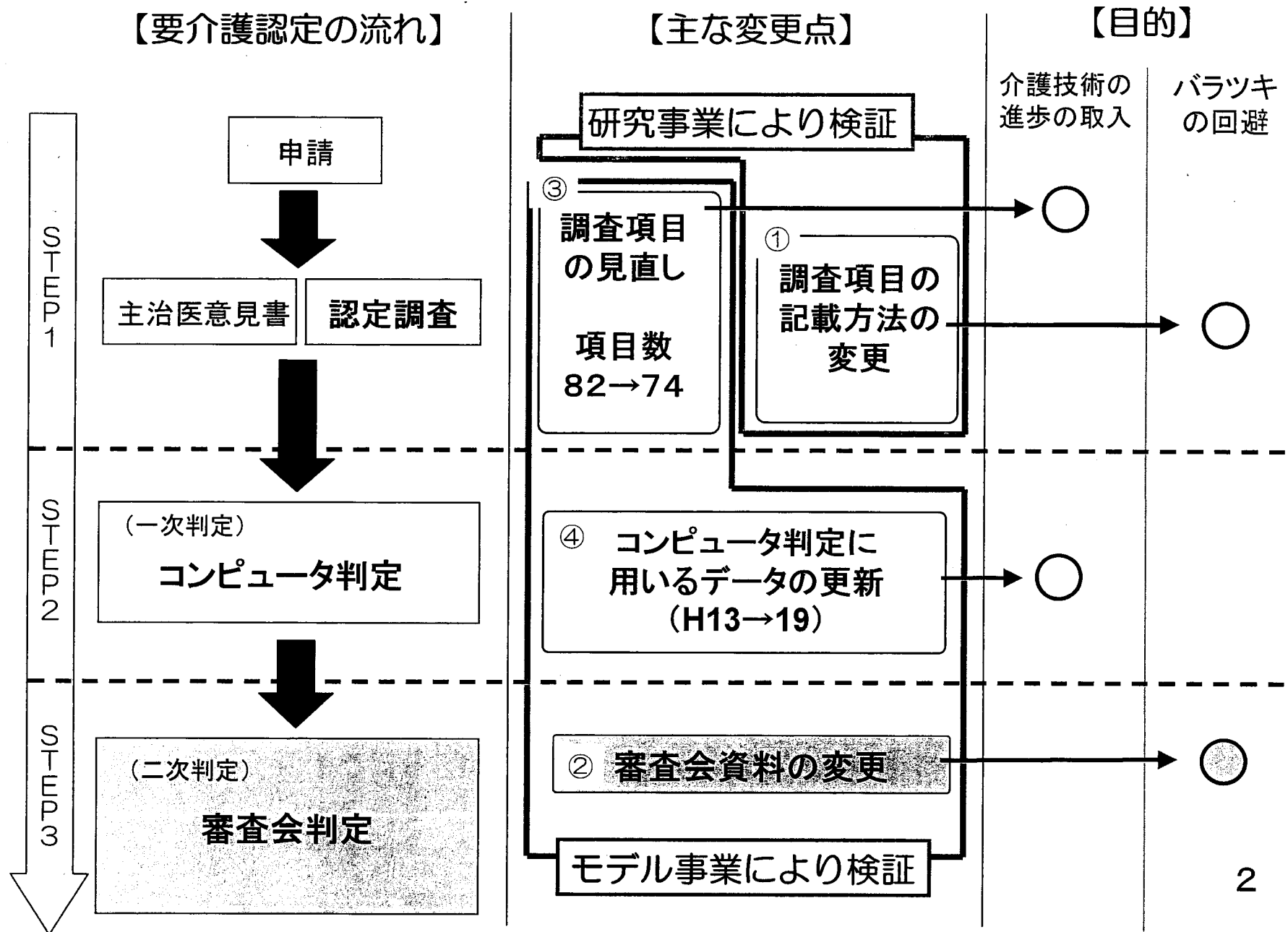
## ○ 認定制度に対するご不満の解消

① 状態が変わらないのに認定が軽くなることがあり、  
認定にバラツキがあるのではないかと

② 要介護度が最新のケアを踏まえた介護の手間をきちんと反映していないのではないかと

(参考) 現在、使用しているデータは平成13年のもの

## 2 要介護認定の主な変更点と目的



# 3 何がよくなるのか:調査のバラツキの防止について

## ①調査項目の記載方法の変更

現行方式と見直し方式の違い (例)

全74項目中16項目の  
介助の程度に関する項目

(現行方式)

H21. 4~  
(見直し方式)

介助が行われている場  
合

介助あり



介助あり

誰が見ても介助の  
必要がない場合

介助されていない

介助されていない

新旧の調査方法で  
どちらも結果が同  
じ (全体の90%  
以上)

ネグレクト等により必要  
な介助が行われていない  
場合

介助の程度を推量



改善

実際に行われている  
介護のレベルを  
選んだ上で、不足  
と記載

調査員ごとに  
バラツキ

介助が不足している  
ことが伝わらない

不足を補い、  
より適切なケアへ



# 4 何がよくなるのか: 審査会のバラツキの防止について

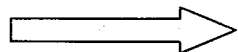
## ② 審査会資料の変更

(旧)

1 一次判定等

一次判定結果 : 要介護2  
 要介護認定等基準時間 : 57.1分

食事	排泄	移動	清潔保持	間接	間接行動	機能訓練	医療関連
0.7分	21.3分	2.7分	18.5分	3.6分	0.4分	1.5分	10.4分



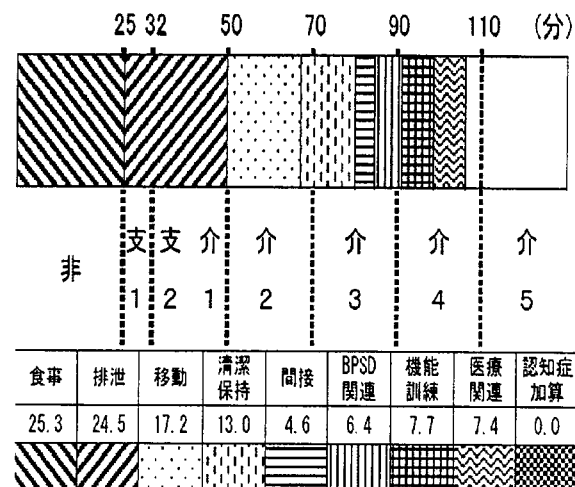
(新)

・介護の手間(時間)をグラフ化してわかりやすく

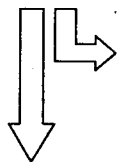
(変更すべきかがすぐ分かる)

一次判定結果 : 要介護4

要介護認定等基準時間 : 106.1分

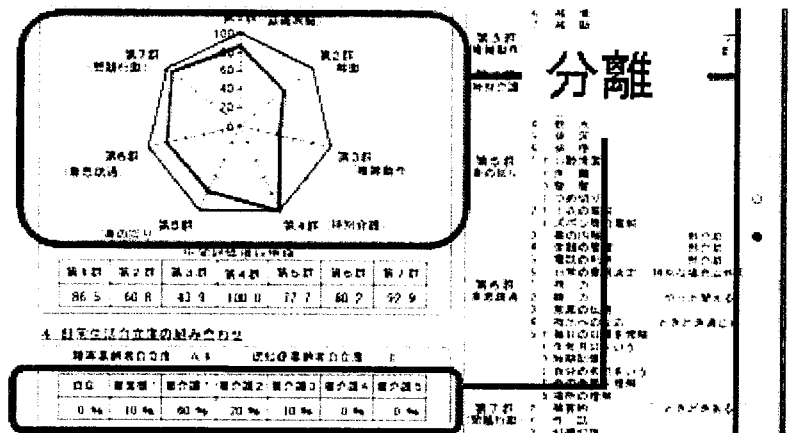


・一部で行われていた検証用資料を用いた判定の予防



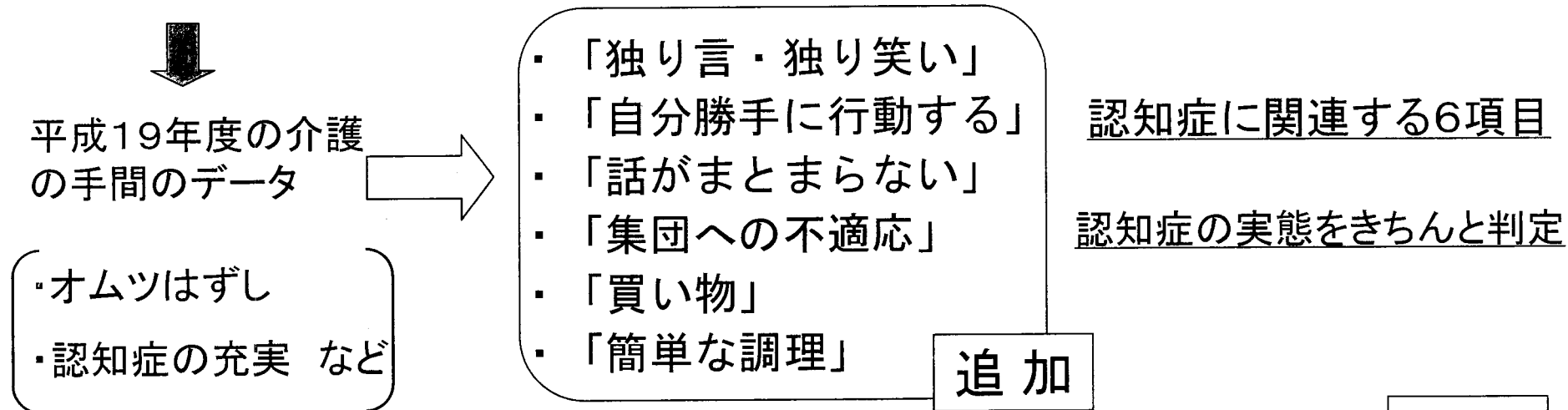
資料から分離して検証専用

バラツキの防止



## 5 何がよくなるのか:最新の「介護の手間」をより正確に反映した判定に変更

### ③コンピュータ判定に用いるデータの更新 ④ 調査項目の見直し



**除外**

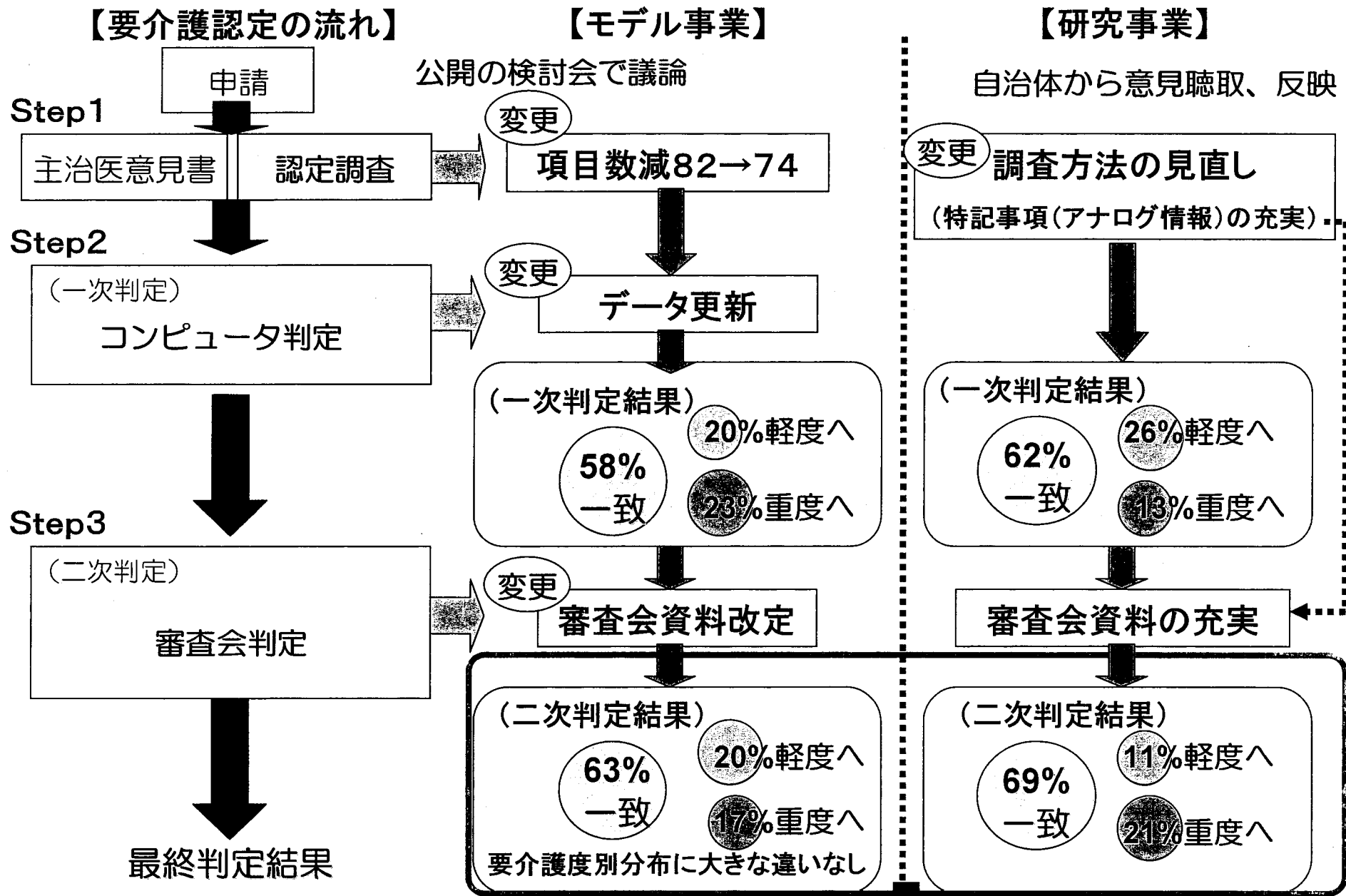
- 1 主治医意見書でも既に調査している項目  
「拘縮(肘関節)」、「拘縮(足関節)」、「じょくそう」、「飲水」など
- 2 調査員にヒアリングをしたところ客観的な回答が難しいとの回答があった項目  
「火の不始末」、「電話の利用」など

については、見直し(調査項目の除外)を行った。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{(現行項目)} & & \text{(追加項目)} & & \text{(除外項目)} & & \text{(新項目)} \\ 82 & + & 6 & - & 14 & = & 74 \end{array}$$

※ なお、見直しの候補に挙げられた項目のうち、9項目は関係団体の意見を踏まえ引き続き調査項目として用いることとした。

# 6 要介護認定の見直しの検証



現行方式より一概に軽度の方が増えるわけではない

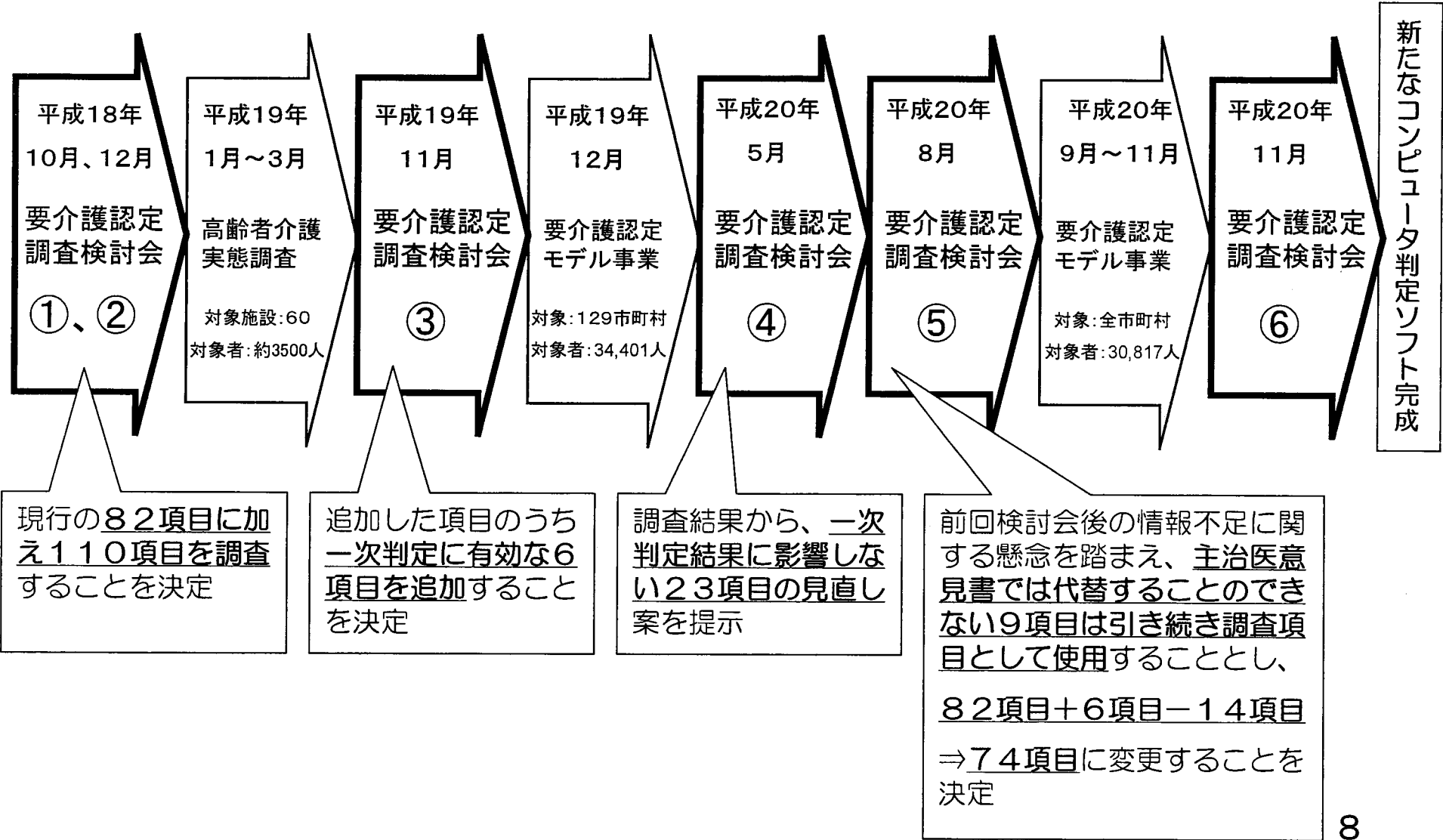
## 7 同じ対象者に対しての見直し前の方式と見直し後の方式による 二次判定結果（モデル事業の結果）

現行方式と見直し後の方式の二次判定による各要介護（要支援）状態区分の出現状況 3万人の同じ対象者

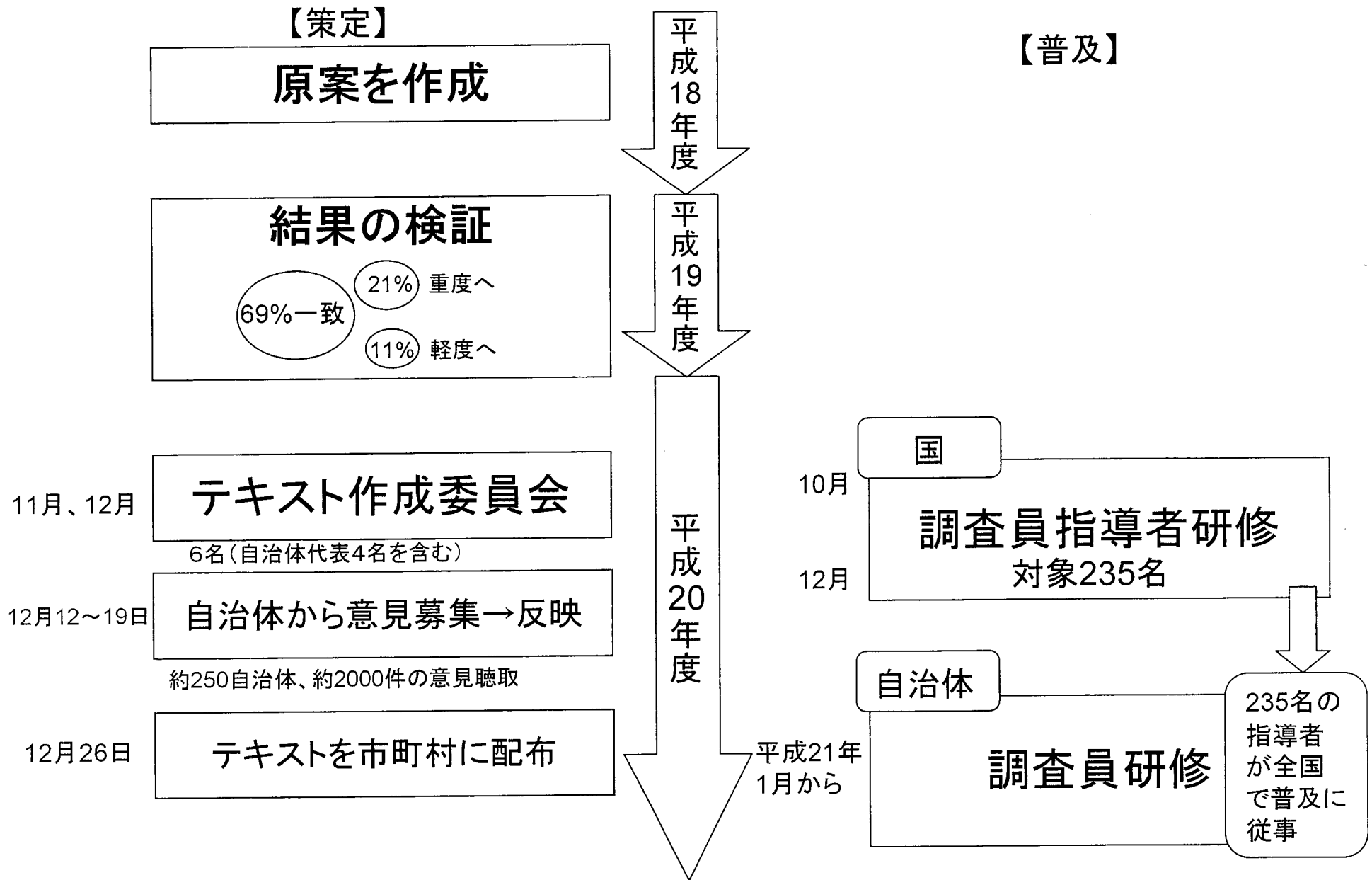
	非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
見直し前の方式	1.5%	19.4%	20.6%	19.5%	14.4%	11.5%	7.3%	6.0%
見直し後の方式	1.7%	21.7%	17.2%	21.0%	14.3%	10.5%	7.9%	5.7%

# 8 モデル事業における検討の経緯について

## ○これまでの経過



# 9 新しい認定調査方法の策定経過と普及状況

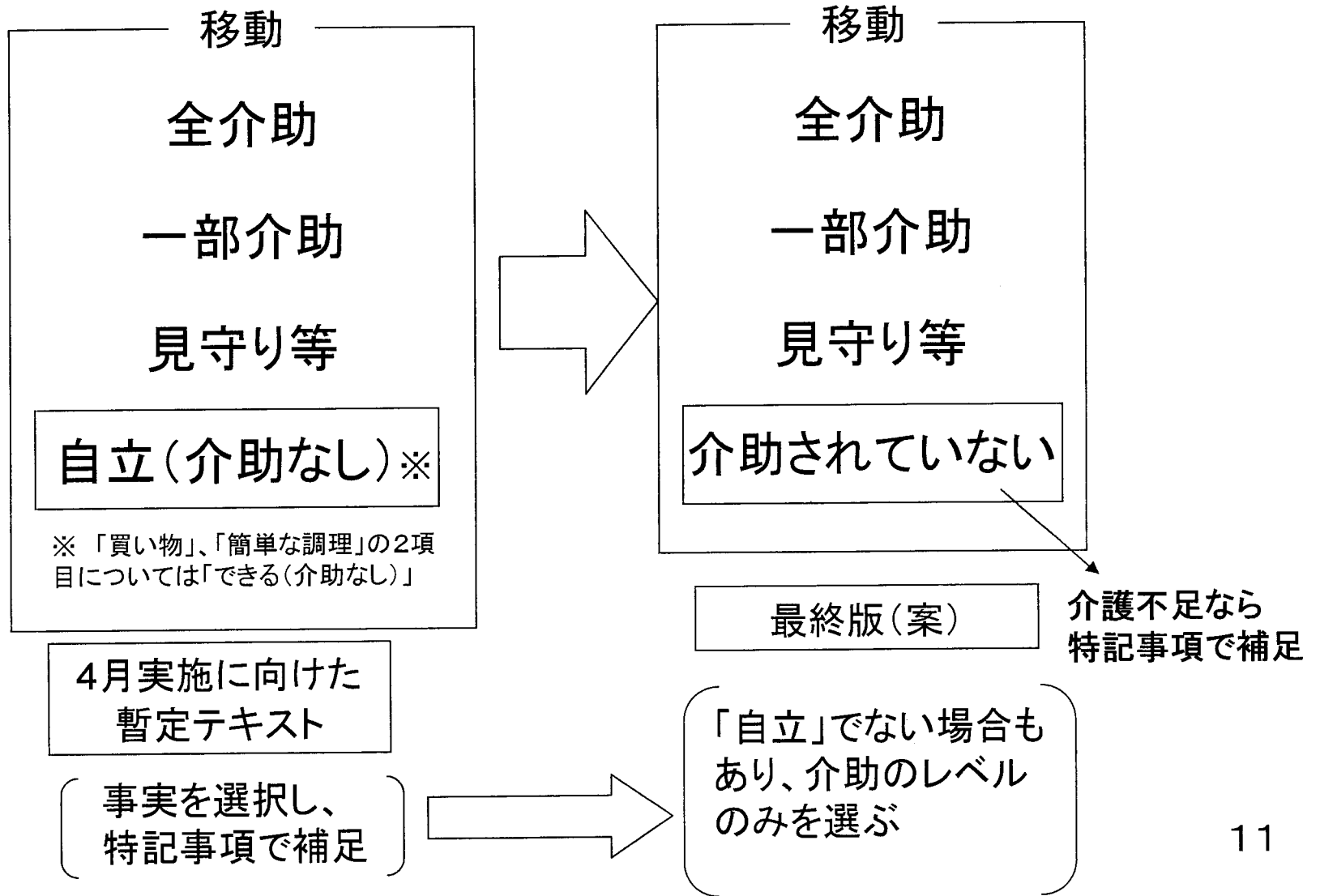


# 10 要介護認定：4月からの新方式の一部手直し

① 選択肢の選び方（選択が適切に行われない恐れに対応）

	(例)【 <u>移乗</u> 】	(例)【 <u>買い物(新項目)</u> 】
4月実施に向けた <u>暫定テキスト</u>	寝たきり者で、「移乗」がなければ「 <u>介助なし</u> 」	「買い物の適切さは問わない」との見解(何が適切か判断が難しいとの指摘のため)
	↓	↓
<u>団体からの指摘</u>	「寝かせきり」でも「自立」か？	認知症で、買い物の中で、家族が返品・支払する場合も「自立」か？
	↓	↓
<u>対応</u>	シーツの交換等のための介助があるなら「 <u>全介助</u> 」	事後に、家族が返品や支払いを行うなら「 <u>一部介助</u> 」
		※「 <u>金銭の管理</u> 」の項目についても同様に、管理が適切でないために介助が発生している場合には、「一部介助」を選択する。10

② 選択肢の文言の変更（介助に関する項目：16箇所／全74項目中）





## 1 1 具体的な取り組みの経緯

- ① 3月19日 : 要介護認定に係る専用メールアドレスの開設
- ② 3月24日 : 認定調査項目の選択肢の選び方の明確化(確定案)を自治体に送付。
- ③ 3月25日 : 厚労省HPに利用者向け説明資料を掲載。
- ④ 3月31日 : 告示の官報公布。関係通知の発出。